

2 建字第 63 号
令和 2 年（2020 年）4 月 22 日

（公社）長野県宅地建物取引業協会 会長 様
（公社）全日本不動産協会長野県本部 本部長 様
（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会 会長 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

本部長 阿 部 守 一

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく施設の
感染防止対策の徹底の要請の周知について（依頼）

県行政の推進にあたりましては、平素より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、4 月 16 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 32 条第 3 項の規定により、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に変更され、当県も対象地域に含まれたところです。

これを受けて、4 月 21 日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議で、県内の事業者等に対して、法第 24 条第 9 項に基づく施設の使用停止（休業の要請）、適切な感染防止策の徹底及び営業時間の短縮等を要請することに決定しました。

つきましては、改めて貴会会員や会員企業の従業員に対し、下記内容について周知していただくようお願いします。

また、今後の感染拡大の状況によっては、新型コロナウイルス感染症対策に関係する必要な要請を行う場合がありますので、重ねて御協力をお願いいたします。

記

1 要請内容

施設の適切な感染防止対策の徹底

2 徹底する感染防止対策の例

共同住宅等の共用部分（例：エレベーター、階段の手摺り等）の消毒等

建設部 建築住宅課 建築管理係
（課長）小林弘幸 （担当）長崎 淳
電話 026-235-7331 FAX 026-235-7479
E メール: kenchiku@pref.nagano.lg.jp